

2024年度LAPSS新規利用団体向け説明会

第1回の質疑応答（1/4）

ご質問

全般

- chrome OSで使用可能か。
- LAPSSの利用団体の状況はHP等で公表しているか。
- 施設管理部局向けの使い方・入力方法の簡単なマニュアルはあるか。
- LAPSSを辞める場合、何か申請等は必要か。
- トライアル環境は本番環境の抜粋版か。

データ移行

- トライアル環境で入力した内容を本番環境にデータ移行可能か。
- トライアル環境で入力した内容をEEGSにデータ移行可能か。
- 独自システムに蓄積されたデータを複数年度分LAPSSに移行可能か。

アカウント設定

- 施設管理部局のアカウント登録は、事務局アカウントが行うのか。
- 施設が複数ある場合、アカウントは1つか。
- 施設管理部局のアカウントは一括登録可能か。
- 同一アカウントで複数の人間が同時にログインし、例えば3か所同時に入力・編集することは可能か。

マスタ設定

- 施設設備情報の登録はマスターデータで一括登録可能か。
- マスタデータ登録時の基礎情報や任意に設定した施設グループの随時変更は可能か。
- 一括登録ツールで設定する施設・設備等分類IDは市長部・水道・教育を分類するうえで重要か。
- 施設情報登録画面に出てくる「制度対象期間」とは何か。

ご回答

- 可能。
- 支援サイトに「LAPSS 利用団体一覧」を掲載している。
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/shienhelp/lapss_riyou-dantai.xlsx
- 支援サイトに「ユーザーズガイド（施設管理部局編）」を掲載している。
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/shienhelp/lapss-users-guide_v3-1_shisetsu.pdf
- 申請なく利用停止することも可能だが、事務局側で利用状況を判別するため、利用を停止する旨及びその理由を事務局アドレスまでご連絡いただきたい。
lapss-touroku-moe-ext@nri.co.jp
- トライアル環境には一部制限があるが、機能としては同様。
- データ移行は不可能だが、マスタデータや活動量データについては一括登録機能で再登録可能。その他のデータはLAPSSの画面から再登録していただく。
- 不可能。なお、トライアル環境はEEGSデータ連携の対象外。
- 実績値一括登録機能により複数年度分を移行可能。ただし、一括登録ツールの形式に合わせて独自システムから転記していただく必要がある。
- 事務局が登録を行う。マスター一括登録機能により一括登録することも可能。
- 施設管理部局用のアカウントを複数作成可能。施設数とアカウント数は関係なく、施設を管理する担当者が1名以上登録されていれば問題ない。
- 可能。「事務局」「部局とりまとめ」「課室」を選択して登録していただく。
なお、一括登録の場合は事務局権限のユーザでしか行えない。
- 可能。
- 可能。
- 適宜修正可能。
- 分類IDは団体様にて設定可能であるため、活用方法は団体様の使いやすい形で運用していただきたい。
- 例えば、ある施設が2020年で廃止となった場合は対象期間として「～2020年」を登録いただくことになる。

第1回の質疑応答（2/4）

実行計画策定

ご質問

- LAPSS上で、事務事業編・区域施策編を統合した計画の策定は可能か。
- 実行計画（事務事業編）の登録を行わずに活動量データを登録可能か。
- 経年の実績を入力せず、当年度だけの入力でも集計可能か。
- 月次データの入力は、翌月にならないとデータが入力できないのか。
- 活動量データの登録作業を年に1回、毎月分を登録する形で行うことは可能か。
- 例えば4月に前年度の活動量を入力する、ということも可能か。
- 自治体独自の集計情報（紙の使用量や廃棄物量等）も追加で登録可能か。
- 施設管理部局で公用車の増車・廃車を登録することは可能か。
- 年度途中で調達する電気が変更となった場合はどのように入力すべきか。
- 活動量の過年度分データを一括登録できるか。登録できる過去年度数に上限等はあるか。
- 活動量データを担当部局で一括登録する際に、関係施設のみを抽出してデータを登録すると、他部署の登録内容に影響を及ぼすことはあるか。
- 活動量を一括登録した場合の異常値の発見方法はあるのか。
- 活動量や排出係数のメニューの変更が大量に生じた場合、一括登録により修正可能か。
- 本番環境に一度入力したデータをすべてクリア（消去）する機能はあるか。
- 誤入力があった際の異常値検出ロジックは個別設定可能か。

活動量入力

ご回答

LAPSS上は、事務事業編、区域施策編それぞれで登録いただくことになる。事務事業編に該当する箇所、区域施策編に該当する箇所を抜粋いただき、それぞれ登録いただきたい。

マスタデータ登録後であれば活動量の入力は可能だが、実行計画を策定した上でのご利用をお願いしている。

可能。月次の集計機能では年度を選択して集計するため、当年度分のみが集計できる。

現状では、当月のデータは入力できないため、翌月に入力いただきたい。ご意見を踏まえ、本年8月から当月データも入力できるようにする修正を行う。

可能。団体様の運用に応じて登録可能であり、例えば「3月」の入力欄に当年度の総計値を年1回入力いただく形で管理いただくことも可能。

入力時期は年度をまいでも、前年度の入力欄に入力していただければ登録可能。ただし、次年度の「4月」分に入力した場合は、次年度実績として登録されてしまうため、ご注意ください。

活動項目はデフォルトで設定されている項目に加え、団体様にて追加で独自項目を登録可能。

自部局配下の公用車（施設・設備）であれば新規登録・廃止可能。

変更前・変更後それぞれ活動項目を登録いただき、対象となる月にのみ活動量を入力していただく形になる。

可能。現在ブルダウンで遡ることができる1990年以降であれば登録可能。

そのような形でも他の登録内容に影響は及ぼさない。なお、現在一括登録機能は事務局権限のみで利用可能である点にご留意いただきたい。

現状、異常値検出はLAPSSに登録されたデータを用いて前年度比等により行う仕様となっているため、一括登録ツール上では検出できない。

活動量は一括登録可能だが、活動項目は一括登録ができない。

ご質問の機能はないため、1つずつ不要データを削除していただく必要がある。

異常値検出については、デフォルトのロジック（前年同月比との比較）以外に独自のロジック設定はできない。

第1回の質疑応答（3/4）

ご質問

- 施設グループの設定は一括登録可能か。
- 1つの施設について、AとBの2つの施設グループに登録することは可能か。
- 例えば2023年度の活動量実績はどのように集計するのか。
- 前年度の活動量との比較について、月別データで比較を行うことは可能か。
- 入力項目の独自追加・追加項目を用いた集計は可能か。
- 基準年度分の集計は可能か。
- 年度毎に電力契約が異なり排出係数が変わるが、年度を遡って入力を行う場合、その都度排出係数を修正する必要があるか。
- 排出係数はいわゆる「調整前」と「調整後」のほか各メニューなどと、いくつかの数値を1つの電気事業者が設定しているが、すべての排出係数を網羅しているのか。
- 排出係数について、調整前と調整後の場合で分けて計算可能か。
- 入力依頼・督促メールについて、メールを送信する・送信しないの判断を、施設や部課局など個別に設定することは可能か。
- 他団体比較機能について、詳しく教えていただける機会はあるか。
- 自団体と似た環境・条件下の他自治体・団体様の実績値等を得られる機能はあるか。
- 他団体比較機能で参照できる範囲はどこまでの範囲か。

ご回答

- 現状、施設グループについては一括登録機能で設定不可。
- 可能。
- 2023年度の4月～3月の活動量を施設別に登録いただいたのち、LAPSS内の集計機能により、集計値を算定・グラフ表示することが可能。
- 月次集計の際、前年と今年の比較グラフでの表示はされるが、細かく一覧表示をさせることはできないため、各年度で集計後CSVデータとして出力し、そのCSVデータを加工して比較していただく形になる。
- 可能。
- 基準年度の実績値をLAPSS上にご登録いただければ、集計可能。
- LAPSSでは年度ごとに電気事業者別排出係数を管理しているため、入力対象年度を選択いただくと、当該年度の排出係数が適用される。
- 電気事業者別排出係数については、メニュー別に基礎排出係数と調整後排出係数をLAPSSで管理・更新している。
- 可能。
- 個別には送付先を設定することができない仕様となっている。
- 他機能も含め、今後開催予定の操作勉強会（初級編または中級編）にてご説明させていただく予定。
- 「他団体比較機能」にて地域や人口規模等で対象団体をフィルタリングし、実績を参照することが可能。
- 閲覧可能項目については操作マニュアル7-2をご参照ください。
<https://www.lapss.env.go.jp/lapss/help/manual.pdf>

活動量・排出量集計

メール督促

他団体比較

第1回の質疑応答（4/4）

ご質問

- ①LAPSSでは拠点ごとに毎月のデータを入力、②LAPSSで事業分類ごとに値を集計、③EEGSで②で出た値を入力、という流れか。
- 今年度から発電量の入力も必要になると思うが、月別の入力ではなく年度分を3月分に合わせて入力する形で支障ないか。
- 改正省エネ法では、非化石エネルギーの使用量についても報告が求められるが、LAPSSでそれらの使用量を管理可能か。
- LAPSSで集計できる項目で省エネ法報告を行うことは可能か。
- LAPSSに市長部局、教育委員会、上下水道局といった各特定事業者を構成する施設の情報を入力しても、省エネ法で必要な部分だけ抜き出してEEGSに連携可能か。
- EEGS連携について、当市は拠点数が多く、EEGSでの事業所登録は事業分類ごとに行っている。このように、EEGSとLAPSSとで事業所の登録方法が違っていても、事業分類ごとに省エネ法報告等に必要値を算出可能か。
- EEGSで複数の事業所を分類ごとにまとめて登録しているが、その分類でLAPSSにも登録する場合、契約している電気事業者が異なっても排出係数の計算は正常に機能するか。
- EEGSでの報告を市長部局・教育委員会で分けている場合、LAPSSの登録も分ける必要があるか。
- EEGS連携について、2021年と2022年のエネルギー使用量等は現在の入力内容が連携可能か。
- 今後、質問が生じた場合はどこに問い合わせればよいか。

ご回答

概ねその流れだが、集計自体はEEGS側で実施する。（EEGS側で対象となるLAPSS登録施設を選択することで集計範囲を設定可能。）
なお、LAPSS上でも事業分類ごとに施設グループを設定することで同様に集計可能。

地方公共団体実行計画制度の範囲内での運用においては、発電量の入力（公表等）は必須ではない。ただし、省エネ法報告にご活用いただく場合は、月別での報告が必要となるケースがあるため、ご確認いただきたい。

LAPSSでは改正省エネ法に対応した活動項目についても管理可能だが、2024年度実績分から管理いただく運用となっている。

可能。二重入力を避けることがEEGS連携の目的である。
なお、活動量以外の、省エネ法・温対法における定性報告項目などは別途EEGSで入力・報告いただく必要がある。

省エネ法報告事業者単位で連携可能。

EEGS側で報告単位を別途設定可能であるため、可能。ただし、LAPSS-EEGS連携は施設単位となるため、事業分類ごとに対象となる施設における活動量を集計し、省エネ法報告に活用いただくことになる。

LAPSS上でも、例えば1施設で2事業者の電気事業者から電気を購入されている場合はそれぞれの活動量・係数を管理可能。

LAPSSのアカウントとして市長部局・教育委員会で分けて作成することはできない。LAPSS上で施設を登録いただく際に、施設管理課室や独自のグループ設定をしていただき、管理いただく形となる。

2021年と2022年分については、EEGS連携の対象外となるため、LAPSSでの管理のみとなる。

LAPSSの操作に関するお問合せ窓口は、以下のとおり。

【お問い合わせ窓口（ミツイワサポートサービスセンター）】

電話番号：050-3354-6686

メールアドレス：lapss-helpdesk@mitsuiwa.co.jp

【受付時間】

電話受付：月曜日～金曜日の9:00～17:30（祝祭日、年末年始を除きます。）

メール受付：電話受付時間外もメールの受付は致しますが、回答は翌営業日となります。